

(別紙1)

大蔵省

(1)

日韓漁業関係会議(オ4回3月16日)
に対する漁業協力提案(オ2回)について

1. 漁業協力の性格

(1) 漁業協力は、37年本に大筋の意見の一致

をみた「^{通常の}コマーシャル・ベースによる借款(政府の直
接^手関係でない部分)」の一部として、民間企業

による通常の延払輸出に伴う信用供与による。

(2) 合意方式としては、文換公文によって

① 漁業協力は、民間の商業上の基礎により、両

国の関係法令に従って行われ、② 両国

政府は、漁業協力の提議を関係法令の範

囲内で容易に首を振り廻める。とする。

(1号・25行)

(従って、わが国政府は、漁業協力の実施につき責任を負うものではない。)

又は民間

(3) 韓国側提案(政府間借款、金利3.5%、

償還期間^{※上}3年据置後7年以上)のごとく、同国

が長期低利の借款を希望するのであれば、そ

のような借款のうち適当な案件については、

37年末大筋の合意をみた有償経済協力

(2億ドル)から供与するのである。

2 総額

韓国側が上記に記載の事項を呑み込む前提とし、総額は、

3,000万ドルとする。(本金額は契約総額の

目標額とする。)

3 交換公文の有効期間

発効後3年とする。

4 条件

○ 漁業協力は、上記1の11)に記載のとおり、

民間企業による通常の延払輸出に伴う信用

の貸与であるから、その条件は、政府間におい

て予め包括的な取り極めを行うべき性質

○ のものではなく、民間の契約当事者間において、

輸出品の種類、~~金額~~等を勘案し、ケース・

バイ・ケースで決定されるべきものである。